

## データに対する権利保護に関する不正競争防止法改正の概要

執筆者：弁護士・NY州弁護士 山田 裕貴 / 弁護士 渡邊 満久

December 2018

### In brief

ネットワーク、IoT、AI・ロボット技術の発展を背景とする第4次産業革命や、これらの技術革新により社会の様々な課題を克服するというスローガンを掲げるSociety 5.0といった標語に代表されるように、技術革新による社会の変革が進もうとしています。この社会変革の背景にあるものは、(ビッグ)データです。すなわち、ネットワーク及びIoTの発達により、これまで想定できなかった量及び質のデータを創出・収集することができるようになり、また、AIの進歩により、このようにして収集したデータを分析・活用することができる現実的なものとなりました。事業者はこれらを利用した新しいサービスや価値を提供することを模索しています。

このように、収集した大量で良質なデータは、事業者にとって、大きな財産価値を有し得るものです。しかしながら、データそのものが、知的財産権等の形で法的に保護の対象となるのは限定的な場合であるため、事業者が保有するデータを如何にして法的な権利として保護するかという点は難しい論点です。他方で、データはある程度流通して利活用されることでその効用が増すものであるため、過度に権利として保護される範囲を広げることも望ましくないと思われます。

このような問題意識の下、データを安心・安全に利活用できる環境整備の一環として、不正競争防止法等の一部を改正する法律が制定(公布:平成30年5月30日)され、その一部(下記3.で概説する改正)については、同年11月29日から施行されています。本ニュースレターでは、この不正競争防止法の改正(以下「本改正」といい、改正後の不正競争防止法を、「改正法」といいます)についてご紹介します<sup>1</sup>。

### In detail

#### 1. データに対する権利保護の必要性

上記のとおり、データそのものが知的財産権等として法的に保護される場面は限定的であると考えられます<sup>2</sup>。また、本改正前の不正競争防止法は、「営業秘密」を保護対象の1つとしていますが、一定の範囲で流通することが前提となるデータは、「営業秘密」には含まれず、保護の対象とはなりませんでした。他方で、データそのものについて、権利として保護される範囲を過度に広げることは、情報の流通・利活用を萎縮させることとなります。かかる問題意識を前提に、改正法は、商業的価値のあるデータを保護の対象として、一定の悪質性が高いと考えられる行為に限定した上で、不正競争行為として規制しようとするものです。本ニュースレターでは、新たに創出された「限定提供データ」に関する保護規定と、保護対象が拡大された「技術的制限手段」に関する規定を概説します。

<sup>1</sup> 不正競争防止法等の一部を改正する法律では、不正競争防止法の他に、特許法や弁理士法等の法律も改正の対象とされていますが、本ニュースレターでは、不正競争防止法以外の法律の改正については検討の対象としておりません。また、本改正では、不正競争に係る訴訟における証拠手続にも改正が加えられています(改正法7条4項)、これについても、本ニュースレターでは検討の対象としません。

<sup>2</sup> 本ニュースレターでは、詳細については検討の対象としませんが、例えば、データそのものを著作権法で保護することができる場合は限定的であると思われます。

## 2. 「限定提供データ」に関する保護

本改正では、(1)不正競争防止法による保護の対象として、「限定提供データ」(改正法 2 条 7 項)が追加されるとともに、(2)「限定提供データ」に対する「不正競争」行為として、不正競争防止法による規制の対象となる行為が追加されました(改正法 2 条 1 項 11 号～16 号)。

### (1) 「限定提供データ」の意義

改正法 2 条 7 項は、「限定提供データ」を、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法…により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。」と規定しています。「限定提供データ」の要素は、①業として特定の者に提供されること(限定提供性)、②電磁的方法によること(電磁的管理性)、③相当量蓄積・管理されていること(相当量性)の 3 つに分けることができます<sup>3</sup>。

#### ア 限定提供性

まず、「限定提供データ」の対象となる情報は、「業として」(データを反復継続して提供していること、又は、反復継続して今後提供する意思をもって提供することをいうと考えられています)他者に提供することが想定されたものに限られています。また、「特定の者」に対して提供されるデータであることが要件とされています。したがって、不特定多数に対して提供される場合は、限定提供データに該当しません。他方で、特定さえされていれば、多数の者に提供される場合であっても、限定提供性が否定されるものではないと考えられます。

#### イ 電磁的管理性

改正法 2 条 7 項では、「限定提供データ」に該当するためには、電磁的方法により蓄積及び管理されることが要件とされています。ここでいう、限定提供データの管理の態様としては、例えば、ID 及びパスワードの組み合わせにより管理する方法や生体情報等による認証等により管理する方法が想定されています。

#### ウ 相当量性

「限定提供データ」として保護されるデータは、「相当量蓄積され」ているものに限られます。その趣旨としては、不正競争防止法による保護を与えるに当たって、その保護に見合うように、一定程度の価値が認められる程度にデータが蓄積されていることを要求したものと考えられます。具体的にどのような場合に「相当量」と認められるかについては、個々の蓄積されているデータの価値等を踏まえて判断されることになると考えられます。

### (2) 限定提供データに対する不正競争行為

改正法 2 条 1 項 11 号～16 号において、限定提供データに対する不正競争行為として規律されている行為は、大きく分けて、①不正取得類型、②信義則違反類型及び③転得類型の 3 つの類型に分かれます<sup>4</sup>。

#### ① 不正取得類型(改正法 2 条 1 項 11 号)

規制対象となる行為は、以下の行為です(下記の図も参照)。

- (i) 限定提供データの保有者から、不正な手段を用いて、限定提供データを取得する行為(以下、単に、「不正取得」といいます)。不正な手段とは、窃取、詐欺、脅迫が条文上列挙されているほか、不正アクセスによること等が含まれると考えられます。
- (ii) 不正取得した限定提供データを使用する行為
- (iii) 不正取得した限定提供データを開示する行為<sup>5</sup>

<sup>3</sup> なお、適用除外として、従前より保護対象とされている「営業秘密」(改正法 2 条 6 項)に該当するデータについては、「限定提供データ」としてではなく、「営業秘密」として保護されることから、以下の 3 つの要件に該当する場合であっても、「限定提供データ」からは除外されています。

<sup>4</sup> 但し、無償で公衆からのアクセスが認められている限定提供データに係る行為は除外されています(改正法 19 条 1 項 8 号ロ)。

<sup>5</sup> なお、不正取得した限定提供データを使用することによって生じた成果物の開示行為等は、規制対象とされていません。「営業秘密」に関しては、営業秘密を使用することによって生じた成果物の開示行為等も「不正競争」として規制されていること(改正法 2 条 1 項 10 号)とは異なる規律とされています。

## ② 信義則違反類型(改正法 2 条 1 項 14 号、19 条 1 項 8 号イ)

規制対象となる行為は、以下の行為です(下記の図も参照)。

- (i) 限定提供データを保有する事業者から限定提供データを示された場合において、図利加害目的をもって行う限定提供データの**使用**行為(当該限定提供データの管理に係る任務に違反して行う行為に限る)
- (ii) 限定提供データを保有する事業者から限定提供データを示された場合において、図利加害目的をもって行う限定提供データの**開示**行為(限定提供データを取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為を除く)

## ③ 転得類型

### (ア) 転得時に悪意である場合(改正法 2 条 1 項 12 号、15 号)

規制対象となる行為は、以下の行為です(下記の図も参照)。

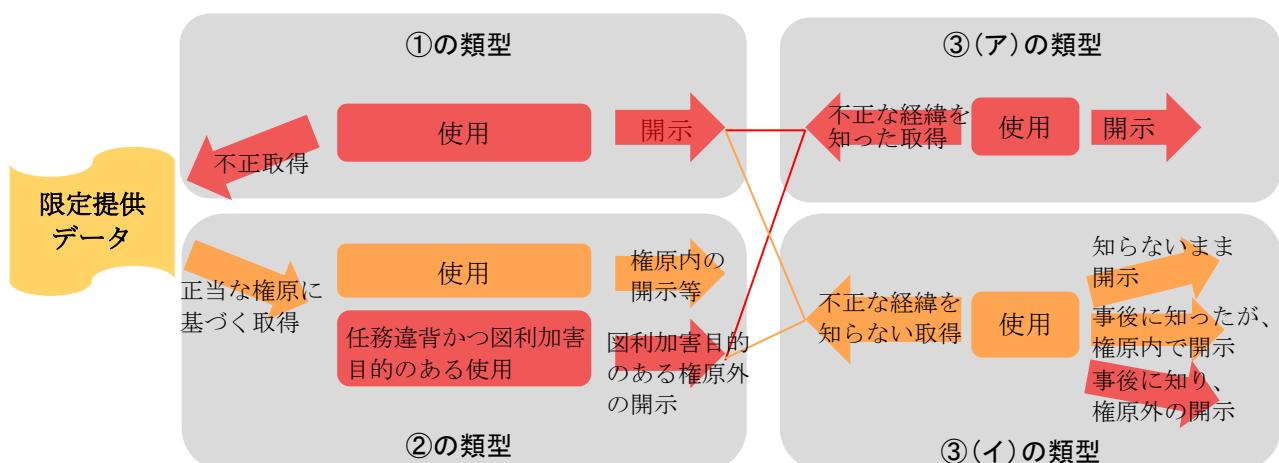
- (i) 不正取得された限定提供データであることを知って、当該限定提供データを**取得**する行為
- (ii) 上記(i)により取得した限定提供データを**使用**する行為
- (iii) 上記(i)により取得した限定提供データを**開示**する行為
- (iv) 限定提供データについて上記②(ii)であること又は上記②(ii)が介在したことを知って、当該限定提供データを**取得**する行為
- (v) 上記(iv)により取得した限定提供データを**使用**する行為
- (vi) 上記(iv)により取得した限定提供データを**開示**する行為

### (イ) 転得後に悪意となった場合(改正法 2 条 1 項 13 号、16 号、19 条 1 項 8 号イ)

規制対象となる行為は、以下の行為です(下記の図も参照)。

- (i) 限定提供データの取得後に、当該限定提供データが不正取得されたものであることを知って、当該限定提供データを**開示**する行為(限定提供データを取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為を除く)
- (ii) 限定提供データの取得後に、当該限定提供データについて、上記②(ii)の行為があったことを取得後に知って、当該限定提供データを**開示**する行為(限定提供データを取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為を除く)

以上の規制対象行為について、全体像を図示すると以下のとおりです<sup>6</sup>(赤色の部分が規制対象となる行為、オレンジ色の部分が規制対象とならない行為)。



## (3) 限定提供データに係る不正競争行為に対して採りうる手段

規制対象となる上記(2)の不正競争行為に対しては、不正競争行為を行う者に対して、差止請求(改正法 3 条)、

<sup>6</sup> 以下の図は、経済産業省「不正競争防止法等の一部を改正する法律案(不正競争防止法、工業標準化法、特許法等)の概要」4 頁に掲載されている図を参考に作成しています。

損害賠償請求(改正法 4 条)及び信用回復のための必要措置(改正法 14 条)を求めるすることができます。なお、限定提供データに関する不正競争行為は、刑事罰の対象とはされていません。

### 3. 技術的制限手段の効果を妨げる行為の対象拡大

本改正前の不正競争防止法 2 条 1 項 11 号及び 12 号は、影像及び音の視聴・記録、並びにプログラムの実行及び記録に関して施されているコピーコントロールやアクセスコントロール等のプロテクト技術(技術的制限手段)を破る一定の行為を、「不正競争」として規制対象としています。これに対して、本改正では、主に①保護の対象とされるもの及び②規制の対象となる行為の拡張が行われました。

まず、保護の対象について、従前から保護の対象とされていた上記のものに加えて、情報(電磁的記録に記録されたものに限られます)の処理が加わりました(改正法 2 条 1 項 17 号、18 号)。これにより、例えば、AI の学習用データに対して施されたプロテクトを無効化する行為等も、不正競争防止法の規制に該当することになったものと考えられます。

また、規制対象となる行為に、技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する符号を提供する行為等と技術的制限手段の効果を妨げるサービスを提供する行為が加わりました(同号)。これにより、例えば、認証コードやシリアルコードを販売するような行為や、プロテクトを無効化するサービスの提供などが規制の対象となりました。

以上の技術的制限手段の効果を妨げる行為としての不正競争は、差止、損害賠償、信用回復のための必要措置といった民事的手段のほか、刑事罰の適用対象にもなっています。

### 4. 最後に

本改正の施行日は、上記 2.の改正と 3.の改正とで異なっています。上記 3.(技術的制限手段)の改正は、本ニュースレター執筆時点において既に施行されていますが、上記 2.(限定提供データ)の改正については、公布日(平成 30 年 5 月 30 日)から 1 年 6 か月以内とされており、具体的な施行日は、決定されていません。

また、限定提供データについては、今後、その適用対象等を解説するガイドラインが公表されることが予定されています<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 既に「限定提供データに関する指針(案)」が公表され、2018 年 12 月 21 日までパブリックコメントに付されております (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595218048&Mode=0> 参照)。

## Let's talk

個別案件につきましては、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

### PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル  
電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: [pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com](mailto:pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com)

URL: <https://www.pwc.com/jp/ja/services/legal.html>

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士・NY 州弁護士

シニア・マネージャー

山田 裕貴

[hiroki.yamada@pwc.com](mailto:hiroki.yamada@pwc.com)

弁護士

マネージャー

渡邊 満久

[mitsuhisa.watanabe@pwc.com](mailto:mitsuhisa.watanabe@pwc.com)

本書は法的助言を目的とするものではなく、弁護士による法的助言の代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士等の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的な見解であり、PwC 弁護士法人の見解ではありません。

© 2018 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、それぞれ独立した、別組織です。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。